

その他の 取り組み



1
2
3
4
5

その他の取り組み

その他の取り組み

■ 災害復旧事業及び災害対策配備体制

災害復旧事業

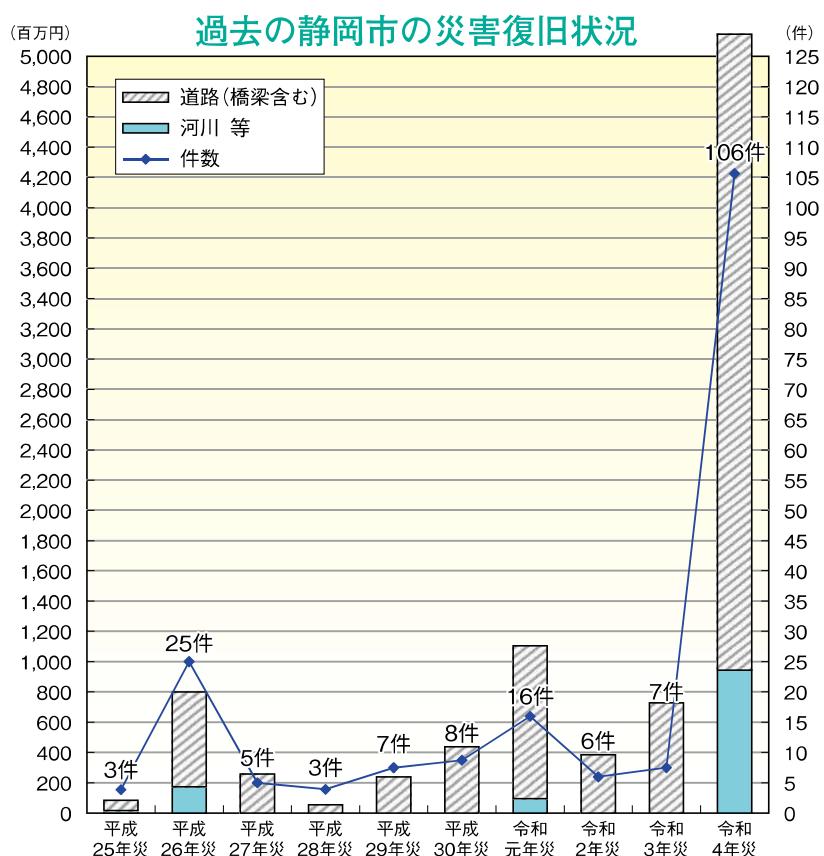
台風や豪雨、地震などの異常な天然現象によって、河川の氾濫や道路の崩壊、がけ崩れなど公共土木施設に被害が発生した場合、日常生活や社会経済上も大きな影響を及ぼすことになります。

災害復旧事業は、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る事業です。

令和4年発生の公共土木施設災害は、道路災59件、橋梁災3件、河川災44件、合計約60億8千4百万円が採択されました。

令和4年度の災害件数及び決定額

| | 災害箇所 | | | | 決定額(千円) | | | |
|-----|------|----|----|-----|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 河川 | 道路 | 橋梁 | 計 | 河川 | 道路 | 橋梁 | 計 |
| 葵 区 | 32 | 30 | 2 | 64 | 786,762 | 2,788,582 | 49,065 | 3,624,409 |
| 駿河区 | 1 | 1 | 0 | 2 | 6,701 | 13,341 | 0 | 20,042 |
| 清水区 | 11 | 28 | 1 | 40 | 129,866 | 1,341,272 | 969,149 | 2,440,287 |
| 静岡市 | 44 | 59 | 3 | 106 | 923,329 | 4,143,195 | 1,018,214 | 6,084,738 |



令和4年度の災害写真



(国) 362号 (昼居渡)



(市) 大原釜戸線 (大原)



(市) 牛妻鳴沢線 (牛妻)



(市) 清地1号線 (清地)



(主) 藤枝黒俣線 (黒俣)



(市) 南アルプス公園線 (大間)



キセ川 (内牧)



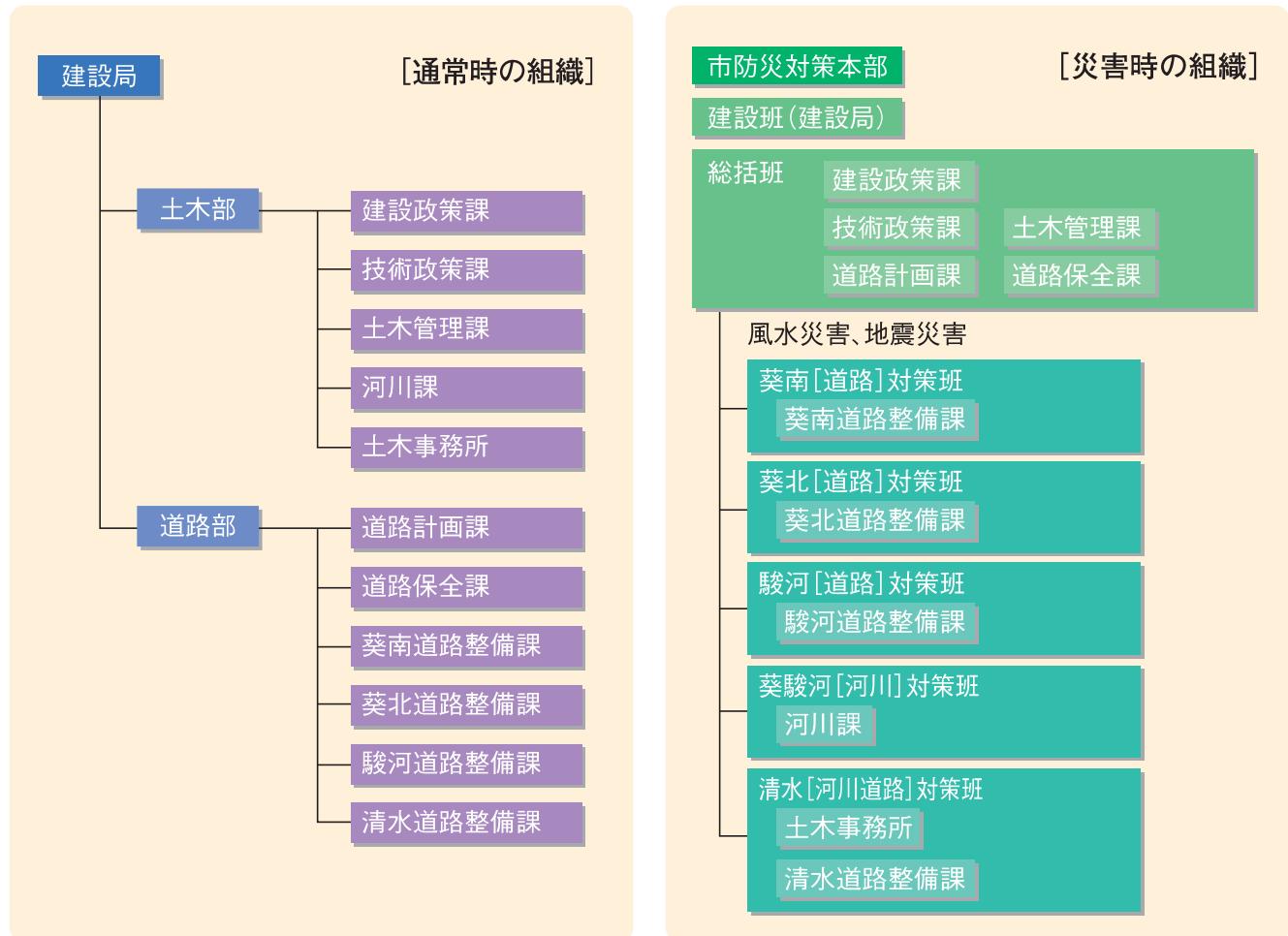
1
2
3
4
5

その他の取り組み

災害対策配備

建設局では市災害対策本部の下部組織の「建設班」として、建設局所管の土木施設に関する災害へ対応するために、建設局職員すべてを災害対策配備体制に組み入れた組織を構築しております。

「建設班」の組織は、総括班と対策班から構成され、建設局の各課職員がいずれかの班に組み入れられています。



市防災対策本部 [災害時の組織]

建設班(建設局)

総括班

建設政策課

技術政策課

土木管理課

道路計画課

道路保全課

風水灾害、地震災害

葵南[道路]対策班

葵南道路整備課

葵北[道路]対策班

葵北道路整備課

駿河[道路]対策班

駿河道路整備課

葵駿河[河川]対策班

河川課

清水[河川道路]対策班

土木事務所

清水道路整備課



建設局防災訓練

災害協定

静岡市では地震や風水害などが発生した際に、官民が一体となり迅速な復旧活動が行えるよう、関係団体と「災害時における応急対策活動に関する協定」等を締結しています。

協定締結団体等

(一社)静岡建設業協会 (一社)清水建設業協会 蒲原建設業組合 由比建設業協力会
建設関係業者 (一社)静岡県測量設計業協会 (一社)静岡県地質調査業協会
静岡市安全で快適なまちづくりの会 N P O 法人静岡県地域づくり研究会

■砂防・急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域の指定や工事の施行により、がけ崩れ等の災害から尊い人命を保護します。

静岡市内の土砂災害危険箇所数

(令和5年3月31日現在)

| | 土石流危険渓流 | | | | 急傾斜地崩壊危険箇所 | | | | 地すべり 危険箇所 合計 | 危険箇所 合計 |
|-----|---------|-----|-----|-------|------------|-------|-----|-------|--------------------|------------|
| | I | II | III | 計 | I | II | III | 計 | | |
| 葵 区 | 289 | 261 | 12 | 562 | 419 | 665 | 97 | 1,181 | 12 | 1,755 |
| 駿河区 | 63 | 28 | 3 | 94 | 83 | 89 | 11 | 183 | 2 | 279 |
| 清水区 | 220 | 143 | 2 | 365 | 290 | 316 | 69 | 675 | 18 | 1,058 |
| 静岡市 | 572 | 432 | 17 | 1,021 | 792 | 1,070 | 177 | 2,039 | 32 | 3,092 |

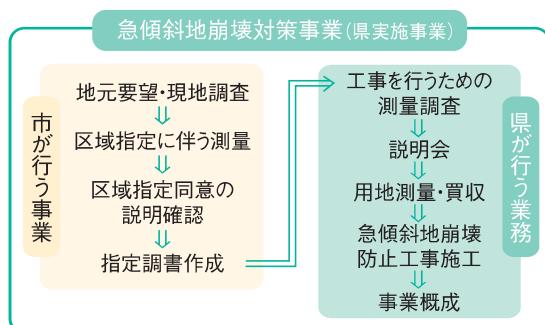
注)
 I : 人家5戸以上
 II : 人家1～4戸
 III : 保全人家は無いが居住のおそれがある箇所

危険箇所整備状況

| | 危険 箇所数 | 採択可能 箇所数 | 概成 箇所数 | 整備率 ※3 |
|------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 2,039 | ※1 654 | 309 | 47.2% |
| 土石流危険渓流 | 1,021 | 540 | 137 | 25.4% |
| 地すべり危険箇所 | ※2 32 | 11 | 4 | 36.4% |
| 計 | 3,092 | 1,205 | 450 | 37.3% |

* 1 : 砂防指定地、人工崖を除いた箇所
 * 2 : 西倉沢地すべりを含んでいる。
 * 3 : 整備率は、概成箇所数／採択可能箇所数
 ・ 土石流・地すべり危険箇所は、指定箇所及び指定率となります。

急傾斜地崩壊対策事業



施工前 (葵区渡寺山地内)

施工後 (葵区渡寺山地内)

土砂災害防止法

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を県指定することで、警戒避難体制の整備と周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するものです。

静岡市内の土砂災害（特別）警戒区域指定状況（令和5年3月31日現在）

| 区域名 | 土砂災害警戒区域 | | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | | (箇所数) |
|-----|----------|---------|------|-------|------------|---------|------|-------|-------|
| | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 地すべり | 計 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 地すべり | 計 | |
| 静岡市 | 1,010 | 1,967 | 32 | 3,009 | 736 | 1,917 | 0 | 2,653 | |

* 1 : 土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域

* 2 : 土砂災害特別警戒区域とは、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

事務の流れ（県）

基礎調査の実施 ⇒ 指定説明会 ⇒ 土砂災害（特別）警戒区域の指定 ⇒ 指定告示 ⇒ 指定図書の縦覧（県・市）

静岡市既成宅地防災施設設置助成事業

静岡市では、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に該当しない、保全人家が4戸以下の急傾斜地崩壊危険箇所に存在する居宅を保護するため、自らが設置する擁壁などの工事費等を助成しています。

1
2
3
4
5

その他の取り組み

■ 地籍調査事業

地籍調査とは、土地一筆ごとの所有者・地番・地目の調査による地籍簿の作成、並びに、境界確認、測量を行い、全ての土地の境界点に座標値を付与することにより、正確な地図（地籍図）を作成する調査です。調査が完了した区域内の土地は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、その位置及び面積が数値情報を有しているため、迅速に現地復元することができます。また、平常時においても、民間の土地取引の活性化や公共工事施工の際の測量コスト縮減及び工期の短縮などの様々な効果が期待できます。

令和4年度からは「第2期静岡市地籍調査基本計画」（令和4年2月策定）に基づき、津波浸水想定区域を優先調査地区として、令和11年度の優先調査地区の調査完了を目標に事業を推進していきます。

【令和5年度調査実施地区】

駿河区：用宗地区、下川原地区

清水区：袖師町・西久保地区（新規）、袖師町外2地区（新規）、袖師町・横砂西町地区（新規）、

村松・清水村松地先新田地区（新規）、築地町・港町二丁目地区、千歳町外2地区、
辻一丁目外6地区、蒲原地区

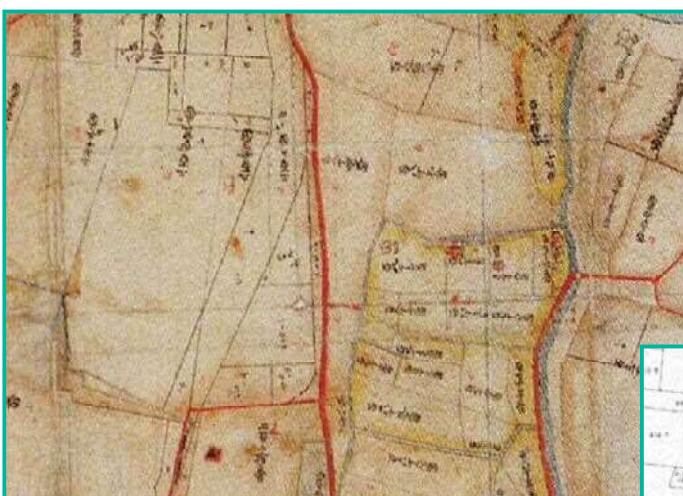


立会による筆界等確認の様子



筆界プレート及び境界点番号標

地籍調査前（公図、字限図）



地籍調査後（地籍図）



地籍調査後（登記簿の書き換え）

| 表題部（土地の表示） | | 調製 | 平成〇年〇月〇日 | 不動産番号 | 〇〇〇〇〇 |
|------------|-------|-------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 地図番号 | | 〇〇-〇 | 筆界特定 | | |
| 【所在】 | | 〇〇市〇〇町〇丁目 | | | |
| 【①地番】 | 【②地目】 | 【③地籍】 m ² | 原因及び日付【登記の日付】 | | |
| 〇〇番〇 | 田 | 100 | 平成〇年〇月〇日 | | |
| | 宅地 | 111 | 平成〇年〇月〇日 ②地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 | | |

■市民との協働の取り組み

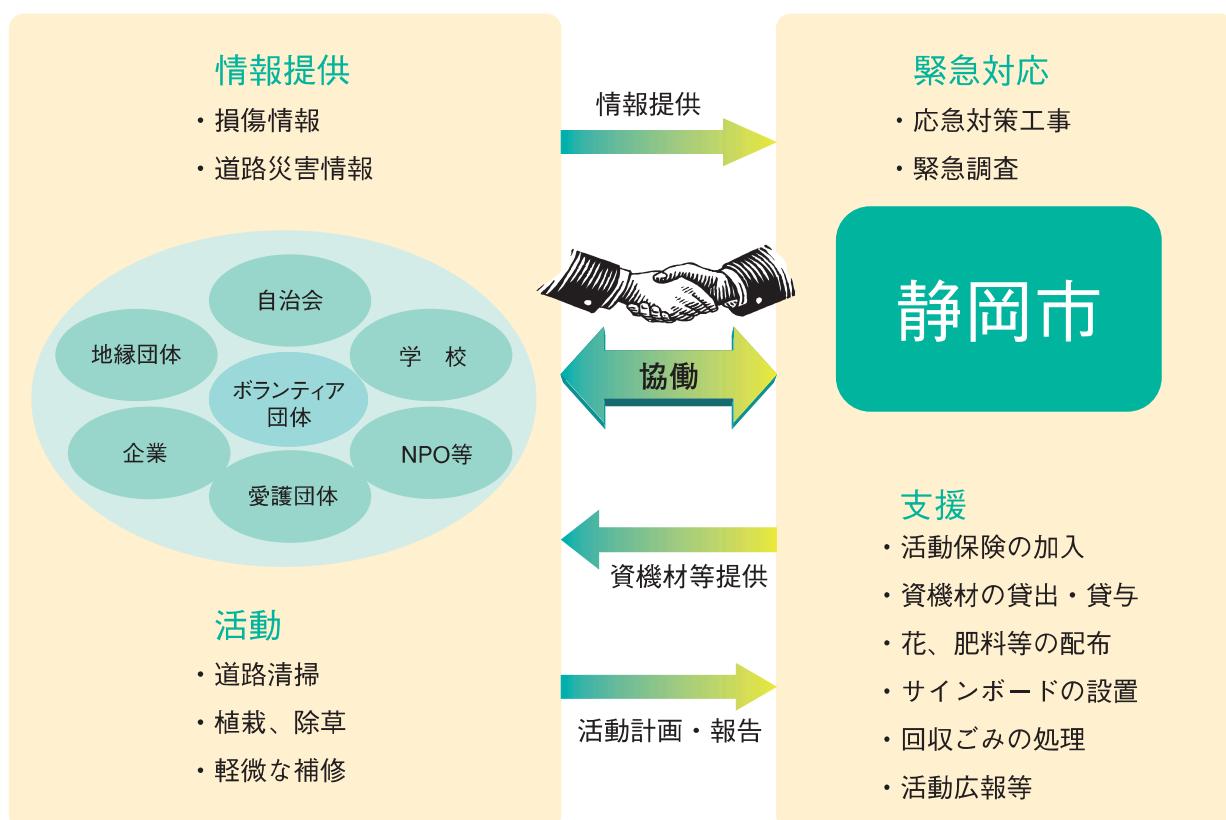
道路センター制度

住民と行政が協働で創る道路空間

地域の住民と行政が一体となって道路の清掃や緑化・補修などを行い、より安全で快適な道路空間を創り上げていく制度で、平成18年度に創設されました。

令和5年3月末現在、138団体が登録し、4,893名が活動を行っています。

なお、令和4年度の1年間で、市民の方々（道路センター、市役所職員含む）から、合計で約11,400件の道路等の損傷状況について、情報提供をいただいているいます。



主な活動



軽微な補修

植栽・除草作業

損傷情報の提供

清掃活動



静岡市道路センターロゴマーク

平成19年7月制定

市民や道路利用者の方に当活動を広くPRし、団体としてのイメージを定着させるため、全国から公募し選ばれたものです。

このロゴマークは会員のための活動用品、活動拠点などに提示するサインボードなどに使用しています。

1
2
3
4
5

その他の取り組み

静岡市河川・海岸愛護事業報償金交付制度

静岡県の「河川海岸愛護事業費補助金交付制度」の一環として、河川海岸愛護団体等に補助する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することが定められており、静岡市も交付を受けています。

静岡市では「静岡市河川・海岸愛護活動報償金交付要綱」に基づき、河川等の環境保全を図るため、清掃等の環境美化活動を実施する団体に対し、作業面積に応じて一定の報償金を交付しています。

令和5年度は、市内各自治会・町内会、まちづくり推進委員会をはじめとした133団体に参加いただく予定となっています。

1
2
3
4
5



大浜海岸の清掃



御用水川の清掃

河川・海岸美化運動

静岡市では、静岡県中部地区の河川・海岸統一美化運動の一環として、河川・海岸の美化を図るとともに公共の場としてふさわしい利用を進めることを目的とし、毎年5月末に安倍川、藁科川の河川敷スポーツ広場周辺と富士川緑地公園、さらに石部から大谷川までの静岡海岸の一斉清掃を実施しております。

参加者は自治会・子供会、スポーツ少年団、民間ボランティアなどの方々に参加いただいています。



田町安倍中スポーツ広場周辺の清掃活動

■ 技術管理

公共事業評価

目的

公共事業評価は経済局農林水産部、都市局、建設局及び上下水道局下水道部が所管する公共事業（国の補助事業等）のうち事業採択後長期間が経過した事業等について評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び、実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的としています。

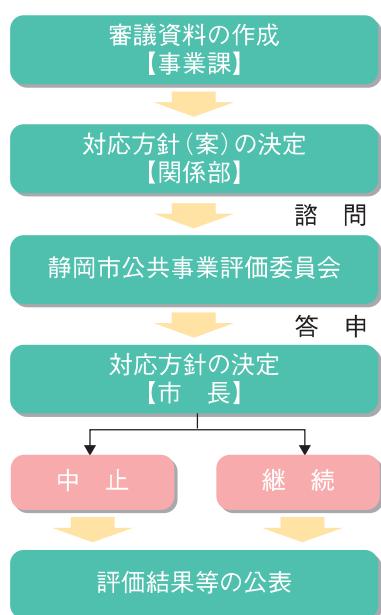
静岡市公共事業評価委員会

事業評価の実施にあたり学識経験者等の第三者で構成される「静岡市公共事業評価委員会」を設置しています。委員会は、市が作成した事業の概要及び評価に関する資料並びに対応方針案に対して審議し、市長に対し意見の答申を行います。



令和3年11月1日 委員会

評価の流れ



事業評価の実績

単位：件

| 年度 | 公共事業 | | 社会資本 総合整備計画 | | 地域再生 計画 | | 合計 |
|-------|------|------|----------------|------|------------|------|-----|
| | 再評価 | 事後評価 | 中間評価 | 事後評価 | 中間評価 | 事後評価 | |
| 12~22 | 56 | 3 | — | — | — | — | 59 |
| 23 | 1 | 0 | — | — | — | — | 1 |
| 24 | 1 | 1 | 1 | 1 | — | — | 4 |
| 25 | 2 | 2 | 1 | 0 | — | — | 5 |
| 26 | 1 | 1 | 0 | 4 | — | — | 6 |
| 27 | 0 | 3 | 0 | 8 | — | — | 11 |
| 28 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 29 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 30 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| R1 | 3 | 1 | 0 | 15 | 0 | 0 | 19 |
| R2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 5 |
| R3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| R4 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 69 | 15 | 5 | 34 | 2 | 2 | 127 |

台風15号の対応により中止

公共事業評価の概要

①再評価

事業採択時から5年経過して未着工の事業、5年又は10年経過して継続中の事業等について行い、必要時に応じて見直しを行なうほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

②中間評価

必要に応じて、計画期間の中間年度に行い、改善措置等を検討するもの。

③事後評価

事業完了後に事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

●社会資本総合整備計画とは

地方公共団体等が作成する社会資本の整備その他の取組みに関する計画。その計画に基づき、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金が国から交付される。地方公共団体には、計画の公表と目標の実現状況等についての評価・公表、国土交通大臣への報告が義務付けられている。

●地域再生計画とは

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく認定制度であり、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取り組みを総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成し内閣総理大臣により認定を受けた計画。

1
2
3
4
5

その他の取り組み

建設発生土対策事業

建設発生土対策事業の取り組み

建設発生土は再生資源であり、資源循環型社会の実現を図るため、

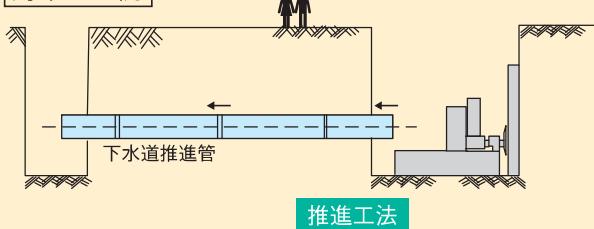
①『発生の抑制』、②『再利用の促進』、③『適正処理の推進』を基本施策としております。

①『発生の抑制』とは

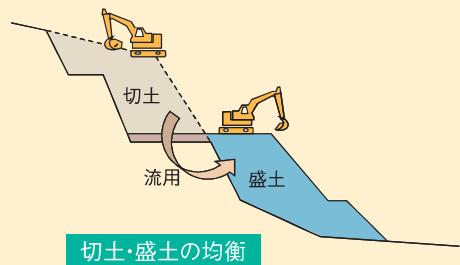
- 切盛均衡のとれた土工計画や適切な工法採用による発生量の抑制
- 建設発生土の現場内の最大限利用

○対策：推進工法、シールド工法、切土・盛土の均衡、安定処理工法、土質改良土等

対策の一例



推進工法



切土・盛土の均衡

②『再利用の促進』とは

- 建設発生土の工事間利用
- ストックヤードを利用した土砂の再利用
- 土質改良土の利用

○対策：建設発生土情報交換システムの活用及びストックヤードの運営

③『適正処理の推進』とは

- 建設発生土の指定地処分の徹底
- 建設発生土と建設廃棄物の分別処理
- 場外搬出における公衆災害の防止及び適切な運行管理等の徹底

○対策：発注者における書面等による確認等

建設発生土対策事業の目標値

建設発生土対策事業の目標値（＝建設リサイクル法基本方針における行動計画である『静岡県における建設リサイクル推進計画2020』による目標値）を設定して、再利用の促進を図っています。

- 対象は本市発注工事
- 建設発生土有効利用率＝土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量／建設発生土
(令和4年度 建設発生土有効利用率は84.7%でした。)

建設発生土対策事業は、将来的には『建設工事で必要とする土砂は、原則として建設発生土でまかう。』ことを目指しています。

用語解説：**土質改良土**…埋め戻しなどがある工事で、掘削土の土質が不良な場合、それに見合う土量を土質改良プラントへ持っていく、改良し埋め戻します。プラントでは、建設発生土に固化材（石灰系・セメント系等）を添加し、土の性状を科学的に改良し、粒度調整後、盛土材や埋戻材として再利用します。

ストックヤード…建設発生土の発生の抑制・リサイクルの促進のため、現場内再利用や工事間利用をするための土砂の仮置場のことです。

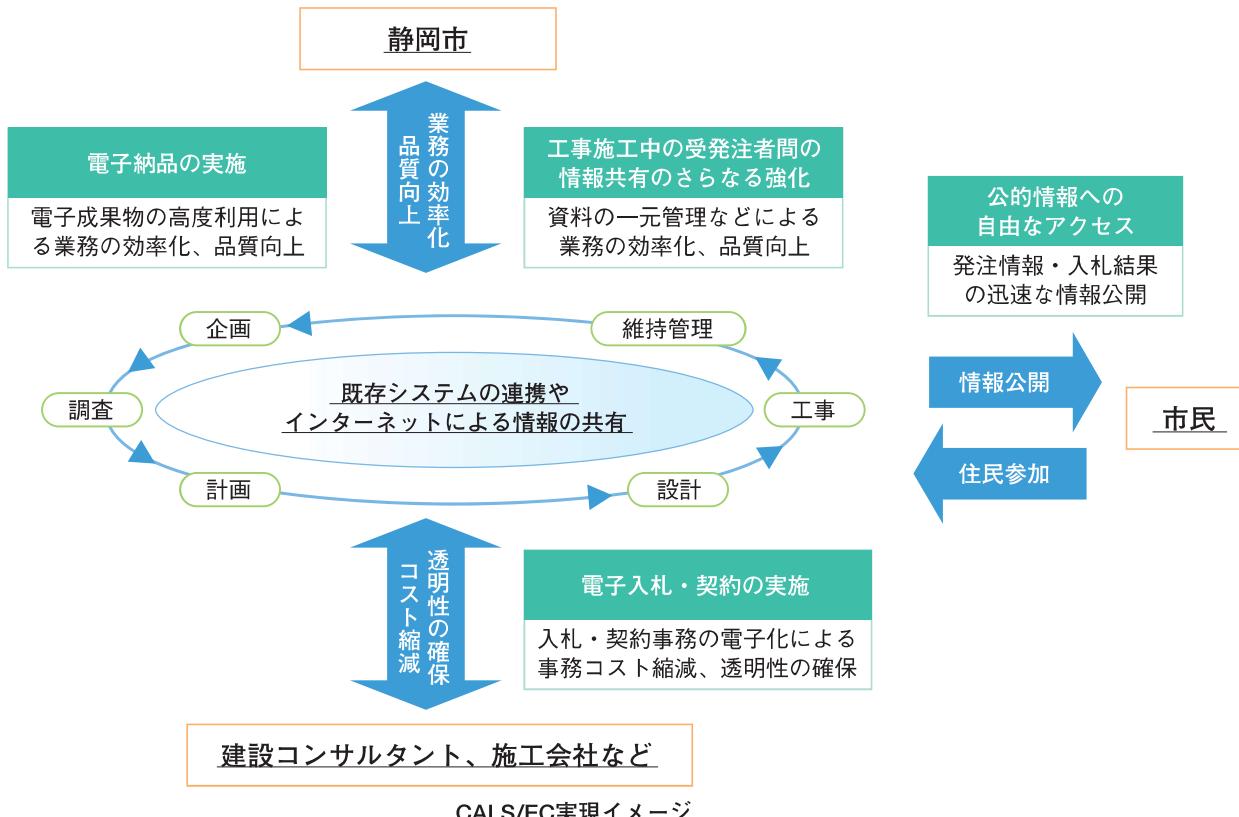
建設発生土情報交換システム…公共工事に伴う建設発生土の情報を、インターネットを介して工事の計画から完了までの各段階で入力または検索でき、土砂を必要とする工事と土砂が出る工事の引き当てを行なうシステムです。工事間利用が成立すると処分費や埋戻材の購入費が不要となります。本システムは（財）日本建設センター（JACIC）が管理・運営し、静岡市では平成21年度から利用しています。建設・都市・水道・経済・環境の5局のライセンス契約をしています。

CALS/ECの取り組み

CALS/ECとは

CALS/EC（Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce）とは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報の電子化や、ネットワークを活用した各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用により公共事業の生産性向上やコスト縮減などを実現する長期的な取り組みです。

CALS/ECを推進することによって、公共事業の企画・調査・計画・設計・工事・維持管理に至る一連のプロセスや関係者間で多種多様な情報を効率的・効果的に共有できる環境が実現します。



1

2

3

4

5

その他の取り組み

総合評価方式を活用した取り組み

目的

平成17年4月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、さらに、平成26年6月に改正法が施行されました。公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されました。これを実施することは「発注者の責務」と規定されています。

公共工事のさらなる品質向上を図るため、価格だけで評価していた従来の落札方式から、新しい技術や企業のノウハウといった、価格以外の要素を含めて総合的に評価できる「総合評価方式」を推進しています。

Before

価格



After

価格

+

品質



経緯

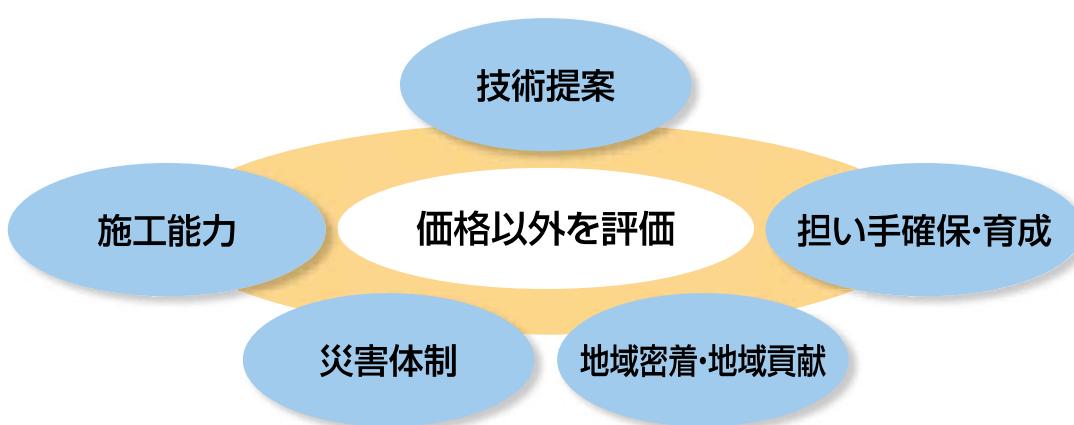
静岡市では総合評価方式を平成18年度から試行しており、これまでに多数の工事で実施してきました。これらを分析した結果、工事実施における安全対策や施工管理など、工事成績が向上しており、総合評価方式による調達が、公共工事における品質向上に寄与していることが確認できたため、平成24年度から本格的に実施しました。平成31年度には、品確法の改正主旨に基づいた改正を行いました。引き続き、時代のニーズを踏まえた制度の改善、対象範囲の拡大に向けて検討していきます。

1
2
3
4
5

その他の取り組み

評価する際の視点

近年、受注競争の激化、建設就業者の高齢化、若年入職者の減少等が指摘されており、地域インフラの維持管理、更新が危ぶまれています。そこで、平成31年度から、品確法の改正主旨に基づき、現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な確保・育成の観点から、以下の項目について評価しています。



適用する工事の特性（工事内容、施工規模、要求条件等）に応じて評価項目を選択し、価格とともに総合的に評価します。



静岡市建設業担い手確保・育成事業

建設業界が直面している人手不足の問題については、安心して暮らせるまちづくりの為にも、行政、建設業界、そして学校が連携した担い手確保・育成に取り組み、建設業を盛り立て、解決しなくてはならない重要な課題であることから、静岡市は、建設業の担い手確保・育成事業に積極的に取り組んでおります。

3つの取組み

(建設業の魅力を伝える事業)

- 建設業に興味を持たせる事を目的とした建設現場の「見える化」事業
- 重機乗車体験や職業疑似体験等を通じて建設業の魅力を発信する「しづおか建設まつり」の開催



しづおか建設まつりの様子

(次世代の不安を取り除き働きやすい現場環境の整備)

- 女性就業環境の向上を目指した、更衣室やトイレの設置基準の策定
- 建設現場に設ける仮設トイレの快適化（快適トイレの設置）
- 建設現場におけるセクハラ・パワハラ撲滅行動指針の策定
- 完全週休2日制実現に向けた基本方針の策定と週休2日工事の実施
- 担い手確保・育成事業ホームページ「きて！みて！さわって建設Now」の開設 (<https://ninaite.jp>)

(担い手不足を乗り切るための生産性の向上の取組)

- 施工時期の平準化に関する施策の推進
- 着手日選択制度による工事発注（令和4年度発注実績 155件）

目指す成果

今までの建設業に対する3Kイメージを払拭し、小さな子どもたちやその親世代を含め、さまざまな世代の市民が建設業の重要性について理解を深める事業を展開します。中長期的には、建設業への新規入職率の向上を目指します。

1

2

3

4

5

その他の取り組み